（様式第１）【商店街→支援センター】

令和　　　年　　月　　日

㈱全国商店街支援センター

代表取締役社長殿

|  |  |
| --- | --- |
| 名　称　： |  |
| 役職名　： |  |
| 代表者名： |  |
| 所在地　： | 〒 |

**トライアル実行支援事業　実行申請書**

当商店街は、トライアル実行支援事業（ステップ２実行）にかかる支援を受けたいので、申請いたします。

なお、「支援パートナー派遣申込みの際の注意事項」及び「支援パートナーの派遣を受ける皆さまへ」について同意します。

|  |
| --- |
|  |
| １．必要添付書類 |
| 確認(✓印) | 種類 | 備考 |
| ✓ | 本申請書 | 様式第１　「２．商店街の現状等」は下記**※★**に該当 |
|  | トライアル実施計画書 | 様式第１－２ |
|  | 直近の決算書1期分 | 写し可（事業に使用している総額がわかるもの）**※★** |
|  | 直近の事業報告書1期分 | 写し可　**※★** |
|  | 組合員名簿 | 写し可　**※★** |
|  | 商店街区および実行場所等がわかる地図 | 既存マップ等活用可。インターネット地図上に街区範囲を示したものでも可　**★** |
|  | その他参考になる書類 | トータルプラン作成支援事業における成果物（受講している場合）**※★** 、パンフレット等（任意） |

**※の書類**について、複数商店街でお申込みの場合はそれぞれご提出ください。

**★の書類**について、ステップ１計画づくりを経て申請するなど、同一年度内に支援センターの他の事業を受けている場合、内容に変更がなければ提出は不要です。

|  |  |
| --- | --- |
|  | **※基本情報について：商店街事務所がある場合は事務所の情報をご記入ください****※今年度または昨年度、既に支援センター事業を受けている場合、本ページのご提出は不要です。変更がある場合には、変更点のみご記入の上、送付ください。** |
| ２．商店街の現状等 |
| （ふりがな）商店街名 | （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 概要 | ☆基本情報 | どちらかにマル⇒　　　　　商店街事務所　　　　　　　　　　その他（　　例：理事長店舗　　） |
| 住所 | 〒申請に際して、本コメントは削除して下さい。ステップ１計画づくりを経て申請される場合、変更箇所のみご記入ください（変更無ければ記載不要です） |
| 電話 |  | FAX |  |
| ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |  | ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ | あり | なし |
| ★担当者情報(主な連絡先) | 住所 | 〒 |
| 電話 |  | メールアドレス |
| 送付先 | どちらかにマル⇒　　　　　☆基本情報の住所　　　　　　　　★担当者情報の住所 |
| ☆商店街代表者 | 商店街役職： |  | （ふりがな）　 |  |
| 所属（会社等）： |  | 氏　　名： |  |
| 所属役職： |  |
| ★担当者（主な連絡先） | 商店街役職： |  | （ふりがな）　 |  |
| 所属（会社等）： |  | 氏　　名： |  |
| 所属役職： |  |
| 店舗数 | 全体 | 　　　　　　 | 店舗 | うち加盟店舗 |  | 店舗 |
| 概ね業種構成 | 生鮮三品 |  | ％ | 物販 |  | ％ | 飲食 |  | ％ | ｻｰﾋﾞｽ |  | ％ |
| 不足業種 |  |
| 商店街タイプ | □近隣型　□地域型　□広域型　□超広域型 |
| 商品特性 | □最寄品　□買回品　□専門品　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 立地環境 | □駅前　□繁華街　□商業地　□工業地　□オフィス街　□街道沿い□団地内　□学生街　□門前町　□観光地　□中山間　□その他（　　　　　　　） |
| 概ね来街者数 | 平日 |  | 人 | 休日 |  | 人 |
| 課題 | 商店街が抱える課題 | □商圏人口の減少　□大型店との競合　□店舗等の老朽化□ポイントカード等の陳腐化　□駐車・駐輪場の不足　　□核テナントの撤退□組合員の参加意識の低下　□組合への未加入　□魅力ある店舗の不足□業種構成に偏り　□空き店舗問題　□後継者不足□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 事業 | 既存　ハード（設備） |  |
| 検討　ハード（設備） |  |
| 既存　ソフト（活動） |  |
| 検討　ソフト（活動） |  |

# (様式第１－２）【商店街→支援センター】

青字箇所をご記入ください。

青字は黒字になおしてください。

本コメントは削除してください。

令和５年度トライアル実行支援事業 ステップ２実行

トライアル実施計画書

|  |
| --- |
| トライアルの名称 |

令和○年○月

○○商店街

１．トライアルのテーマ（30字程度）

記載にあたっての青字の注意書きは削除してください。

本コメントは削除してください。

トライアルの名称を補足する（サブタイトルのような「〇〇によって△△を解決する」など）短い説明を記載ください。

２．トライアルの内容

トライアルの内容について、①商店街（組合員・会員）が何をするのか、②何を目的（ねらい）とするのかを含めて記載してください。

　①

　②

３．トライアルの実行期間

令和　年　　月　　日（　）～　　月　　日（　）

　委託契約期間と同じです。

４．トライアル実行の背景

今回のトライアル実行に至った背景として、①商店街内外の現状、②商店街のありたい姿、③課題・方針等について記載してください。

（トータルプラン作成支援事業の成果物を使用することも可能です）

５．トライアルの手順

取組みの手順と各内容、対象者※がいる場合には誰を対象としているかがわかるように記載してください。

* 対象者は、連携する団体等を含めた実施機関以外の来街者等を指します。

６．トライアル実行のスケジュール

５．の手順を踏まえて、それぞれの実行時期を表や図で示してください。別紙でも構いません。

７．トライアル実行の実施体制および役割

商店街の担当者や各担当グループの人数、役割等がわかるように記載してください。（表や図で示すことも可能です）

８．トライアル実行の目標

（1）評価基準

①　定量的目標（評価する基準）

数値として表せる目標

例）イベント参加人数○○人以上　アンケート回答が満足　○○人以上　など

②　定性的目標

　具体的な数値では表しにくい効果等

　例）若手のスキル向上　商店街の認知度向上　など

（2）測定方法

（1）①の定量的目標の「測定方法」について記載してください。

（3）持続可能な開発目標（任意）

ゴール●（番号）：●●●（タイトル）

10年、20年後の商店街に向けて、持続可能な開発目標（SDGs）を視野に入れてみませんか。まずはトライアル事業の継続にむけて、トライアルの内容を持続可能な開発目標に当てはめてください。

本様式最終ページの別紙を参照して、ゴール1～17から選択して番号とタイトルを記入してください。（数の多少は問いません）

９．トライアル実行に係る経費概算（※別添のExcelファイルをご利用ください）

別添参照

■支援パートナー派遣の時期および各回の実施内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 支援パートナー氏名 | ステップ１計画づくりを経て申請する場合に記入してください |
| 派遣回 | 日程（予定） | 実施内容（アドバイス、検討事項等） | 備考 |
| ステップ２実行 | 第１回 | ●/● |  |  |
| １日・半日・リモート |
| 第２回 |  |  |  |
| １日・半日・リモート |
| 第３回 |  |  |  |
| １日・半日・リモート |
| 第４回 |  |  |  |
| １日・半日・リモート |
| 第５回 |  |  |  |
| １日・半日・リモート |
| 第６回 |  |  |  |
| １日・半日・リモート |
| 第７回 |  |  |  |
| １日・半日・リモート |
| 第８回 |  |  |  |
| １日・半日・リモート |
| 第９回 |  |  |  |
| １日・半日・リモート |
| 第１０回 |  |  |  |
| １日・半日・リモート |
| 第１１回 |  |  |  |
| １日・半日・リモート |
| 第１２回 |  |  |  |
| １日・半日・リモート |
| 第１３回 |  |  |  |
| １日・半日・リモート |
| 第１４回 |  |  |  |
| １日・半日・リモート |

※欄が足りない場合は増やしてください。

※現地にて１日（５～７時間）を半日（３～４時間）に分けて行う場合は、原則として連続する２日にて実施してください。

※リモートで行う場合は１回２時間です。連続する日程でなくても構いません。

## 支援パートナー派遣申込みの際の注意事項

本ページ以降は提出する必要はありません。

（トライアル実行支援事業）

１．申込資格

本制度の申込みは、支援機関や商店街等の代表者名にて行ってください。

２．支援決定後、派遣を受けるまでの手続き

　支援センターから「事業決定通知」の到着後、実施日を支援パートナーと調整して**直近の派遣日７日前まで**に「支援パートナー派遣（変更）申込書」（※）を支援センターへ提出してください。支援センターで申込書受理後、「支援パートナー派遣（変更）承認通知書」を送付します。

３．派遣を受けた後の手続き

下記の各書類は、原則として電子メール（送信先：try@syoutengai-shien.com）にて支援センターにご提出ください。

なお、報告書等は、支援センターが支援パートナーに謝金を支払うための証憑書類となりますので、支援センターまで直接提出してください。

（1）「派遣報告レポート」

各回派遣の終了の都度（最終回も含む）、**派遣日の後７日以内**に支援センターまで提出してください。

（2）「トライアル実行支援事業アンケート」

**各コース終了後７日以内**に支援センターまで提出してください。

（3）「トライアル実行支援事業にかかる辞退届」

実施計画書を期限までに提出できない場合や事情により事業継続が困難になった場合には、速やかに提出してください。

※上記以外にもご提出いただく書類があります。

各報告書等のフォーマットは、採択された支援機関や商店街等に別途提示します。

４．支援パートナー派遣の中止について

所定の申込や報告について、正当な理由も無く著しく遅滞する等の場合において、支援センターからの注意にもかかわらず改善が見られないと支援センターが判断した場合には、支援パートナーの派遣を中止することがあります。また、所定の期間内にトライアル実行の実施が見込まれないと支援センターが判断した場合にも、原則として支援パートナーの派遣を中止します。

５．個人・企業情報の取扱い

個人情報保護法に定義する個人情報に該当する情報は支援センターで実施する事業で利用します。したがって、当該個人情報の第三者（業務委託先を除きます）への提供及び開示はいたしません。ただし、支援機関や商店街等の同意がある場合、又は法令等に基づき要請された場合には当該個人情報を提供できるものとします。また、企業情報、及びアドバイスにより知り得た機密事項についても同様に取り扱うものとします。

告　知　事　項

１．支援パートナー等のアドバイスに関して、支援機関や商店街等に損害が生じた場合、支援センターはその責を一切負わないものとする。

２．支援パートナー等のアドバイスに関して、故意又は重大な過失があると認められた場合を除いて、支援パートナー等はその責を一切負わないものとする。

３．支援パートナー等による派遣の期間が天災その他やむを得ない事情により延期又は短縮された場合には、支援パートナー等によるアドバイスはその期間をもって終了したものとする。

４．支援パートナー等に対する費用の負担については、支援センターの定める方法により行うこととする。

## 支援パートナーの派遣を受ける皆さまへ

（トライアル実行支援事業）

Ⅰ．支援パートナー派遣について

支援パートナー派遣は、支援センターの審査に基づき登録された支援パートナーが、支援機関や商店街等に出向きアドバイス等を行うものです。

支援センターでは、支援パートナーを登録・派遣するにあたり、支援パートナーに対し、以下の点を遵守することの同意を得ておりますので、ご留意のうえ、当制度をご利用いただきますようお願いいたします。なお、ご不明な点等がありましたら、支援センターまでお問い合わせください。

支援パートナー遵守事項

１．支援センターは、支援パートナーが派遣業務過程で知り得た秘密について他に漏らすことを禁じています。支援パートナーは、登録期間終了後も秘密を厳守することとしています。

２．支援センターは、支援パートナーが派遣業務に関連して支援センター以外の者から不当な給付を受けることを禁じています。支援パートナー派遣に伴う謝金・旅費等の費用は、支援センターが負担します。従って、派遣に伴う費用について、支援機関や商店街等が支援パートナーから請求を受けることは一切ありません。

３．支援パートナーは、支援センターから依頼された業務と関連した業務に従事したり、新聞や雑誌の寄稿や出版、講演などを行ったりする場合は、事前に支援センターに届出・承認を得ることとなっています。

Ⅱ．補助金に係る相談について

補助金の運用・採択に係る詳細事項については、年度により変更することがあり、また、補助金申請の基準を満たしている場合であっても、国等の予算の関係から採択されないケースもあります。

このため、補助金の採択に係る詳細事項については支援パートナーからのアドバイスは行っておりません。つきましては、経済産業局等担当窓口に直接ご相談ください。

Ⅲ．派遣報告レポートの提出

原則として、派遣終了後７日以内にＥメールにて派遣報告レポートを支援センターまでご提出くださいますようお願い申し上げます。

※レポートのフォーマットは採択された支援機関や商店街等に対し、別途提示します。

＜報告書提出先＞

E-mail： try@syoutengai-shien.com

㈱全国商店街支援センター　トライアル実行支援事業担当　宛

〒104-0043　東京都中央区湊1-6-11　ＡＣＮ八丁堀ビル4階

TEL：03-6228-3061　　FAX：03-6228-3062

## 別紙

## 持続可能な開発目標（SDGｓ）とは

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され，地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。 SDGsは発展途上国のみならず，先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり，日本としても積極的に取り組んでいます。（外務省ホームページより抜粋）



1. [貧困](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E8%B2%A7%E5%9B%B0)をなくす…「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」
2. [飢餓](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E9%A3%A2%E9%A4%93)をゼロに…「飢餓を終わらせ、[食料安全保障](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E9%A3%9F%E6%96%99%E5%AE%89%E5%85%A8%E4%BF%9D%E9%9A%9C)及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」
3. 人々に[保健](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E4%BF%9D%E5%81%A5)と[福祉](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%A6%8F%E7%A5%89)を…「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」
4. 質の高い[教育](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%95%99%E8%82%B2)をみんなに…「すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」
5. [ジェンダー](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%82%B8%E3%82%A7%E3%83%B3%E3%83%80%E3%83%BC)の[平等](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%B9%B3%E7%AD%89)…「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」
6. 安全な[水](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%B0%B4)と[トイレ](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%88%E3%82%A4%E3%83%AC)を世界中に…「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」
7. [エネルギー](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%82%A8%E3%83%8D%E3%83%AB%E3%82%AE%E3%83%BC)をみんなに、そしてクリーンに…「すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する」
8. 働きがいも[経済成長](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%B5%8C%E6%B8%88%E6%88%90%E9%95%B7)も… 「包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する」
9. [産業](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%94%A3%E6%A5%AD)と[技術革新](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%8A%80%E8%A1%93%E9%9D%A9%E6%96%B0)の基盤をつくろう…「強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る」
10. 人や国の[不平等](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E4%B8%8D%E5%B9%B3%E7%AD%89)をなくそう…「各国内及び各国間の不平等を是正する」
11. 住み続けられる[まちづくり](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%81%BE%E3%81%A1%E3%81%A5%E3%81%8F%E3%82%8A)を…「包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する」
12. [つくる](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%94%9F%E7%94%A3)責任[つかう](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%B6%88%E8%B2%BB)責任…「持続可能な生産消費形態を確保する」
13. [気候変動](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%B0%97%E5%80%99%E5%A4%89%E5%8B%95)に具体的な対策を…「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」
14. [海](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%B5%B7%E6%B4%8B)の豊かさを守ろう…「持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する」
15. [陸](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E9%99%B8%E5%9C%B0)の豊かさも守ろう…「陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する」
16. [平和](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%B9%B3%E5%92%8C)と[公正](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%85%AC%E6%AD%A3)をすべての人に…「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する」
17. [パートナーシップ](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%91%E3%83%BC%E3%83%88%E3%83%8A%E3%83%BC%E3%82%B7%E3%83%83%E3%83%97)で目標を達成しよう…「持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」